

外部評価に対する市の取組状況（個別事務事業の提言に対する取組）

※（進捗状況）◎：完了，○：取組中，△：取組予定

評価 年度	事業名	担当課	外部評価		市の方針			
			提言	根拠及び対応	判断	具体的内容	取組状況	
							平成30年度上半期	進捗
29	避難施設整備運営事業	交通防災課	改善を継続	市独自の備蓄品だけでなく、提携関係にある外部の備品も含め、被災時における市民のきめ細かなニーズに即した物品を総合的に備蓄するように努めてほしい。	見直し	被災時における生活必需品等の物資の充実を図るため、新規の災害時物資協定の締結と市の備蓄品の見直し及び品目追加を行います。 また、市の備蓄品の種類及び数量は必要最低限のため、被災時を想定した個人備蓄の重要性について周知していきます。	新たに2件の「災害時物資協定」（H30年3月）を締結し、物資の充実を図った。 現在保有している備蓄品の定期更新を行うとともに、新たな備蓄品として「携帯用簡易トイレ」の購入を進めている。 防災講演会（1回）や防災講話（6回）の中で、個人備蓄の重要性を周知している。	○
29	防災システム関係維持管理事業	交通防災課	改善	単なる現状維持ではなく、常に状況に即したシステムの構築をすべきである。 市民への伝達方法を強化すべきである。	見直し	年間を通して広報紙やSNS等により、市民への災害時の情報伝達方法（エリアメール、メールもりや、茨城放送等）の周知を図り、市民生活総合支援アプリ（Morinfo（もりんふお））の活用を含めた多様な伝達方法を検討します。	双方向の情報発信が行える「もりんふお（防災版）」を開発し、情報伝達手段の多様化を図るとともに、防災訓練に合わせ、災害時の情報伝達方法（もりんふお等）の周知を行っている。 また、防災訓練の中で「もりんふお（防災版）」の実証訓練（約7000人参加）を行い、有効な情報伝達手段として確認をしている。	◎
29	防災訓練事業	交通防災課	改善	自主防災組織活動育成事業との統合に賛成。 全自治会が地域に合った訓練を実施すべきである。	見直し	区長会議や防災講演会等を通して、自主防災組織結成と発災対応型防災訓練実施の啓発を行い、年度内に完成予定の地域防災計画に基づき、専門的な知識と経験を有する職員及び防災ボランティア「守谷の地域防災を考える会」による地域の実情に応じた発災対応型防災訓練の指導・助言を行います。	区長会議、防災講演会、個別ヒアリング等を通じて、自主防災組織の結成促進と育成強化を行っている。 防災ボランティア「守谷の地域防災を考える会」と連携し、防災訓練を実施するための指導・助言を行い、地域の実情に応じた訓練を実施している。 ※自主防災組織活動育成事業と統合し、名称を「地域防災訓練活動育成事業」に変更済	◎
29	自主防災組織活動育成事業	交通防災課	改善	防災訓練事業との統合は賛成。 防災組織を結成させるだけでなく、それをしっかりと支援・指導・育成していただきたい。	見直し	自主防災組織結成後については、資機材整備補助による支援の継続、専門的な知識と経験を有する職員及び防災ボランティア「守谷の地域防災を考える会」による地域の実情に応じた発災対応型防災訓練の指導、リーダー育成のための防災士養成講座（防災士育成補助）への参加促進を行い、組織の活性化を図ります。	自主防災組織に対して資機材整備補助事業等の支援を継続しており、防災ボランティア「守谷の地域防災を考える会」と連携して組織の指導・育成を行っている。また、組織ごとのヒアリング等を通じて、地域の防災リーダーの必要性和防災士養成講座への参加を促し、組織の活性化と地域防災力の向上に努めている。 ※防災訓練事業と統合し、名称を「地域防災訓練活動育成事業」に変更済	◎
29	避難行動支援者支援事業	社会福祉課	改善	要支援者リストをどのように活用するのか、まずは交通防災課との連携のあり方から見直してほしい。 なお、このリストは防災対策だけでなく、多方面に活用できると思うので、こちらについても関係各課との連携を検討してほしい。	見直し	名簿情報の活用や交通防災課との連携については、現在進めている「地域防災計画」の改訂（交通防災課）や「避難行動要支援者名簿に関する条例」の制定（社会福祉課）に併せて検討しています。その中で「避難行動要支援者（名簿の対象者への支援）」、「地域防災計画等」に基づく「要配慮者（何らかの支援が必要な方）」への支援など、それぞれの役割を明らかにしていきます。 災害対策基本法では、名簿情報の利用については「避難支援等の実施に必要な限度で」という制限があることから、防災対策以外での活用においては、制限があるものと考えます（災害対策基本法第49条の11）。	地域防災計画改定においては、前年度から関係箇所の改訂に携わり、交通防災課との連携体制を整備している。 （30年4月 地域防災計画改定） 30年7月には、要支援者名簿制度及び要支援者対応マニュアルを定め、避難支援等関係者に周知を実施している。 名簿の活用については、災害時行動マニュアルにおいて、福祉・救護・避難支援部に要配慮者対策班が整備され、保健福祉部内等各課が役割を担うことから、この班を活用し目的に沿った名簿活用の共有化を行う。なお、名簿の目的外利用は法で認められていないため、実施しない。	◎
29	児童クラブ運営事業	生涯学習課	抜本的改善	子どもたちのために、コンセプトを含めてこの業務を捉え直してほしい。 受益者である子どもたちや保護者の意向・希望をもっとしっかりと把握した上で、運営してほしい。 業務委託者に対する適正な管理（足を運ぶ、目で見て聞く、コストの正確な把握、現場で行われている運営の実態把握）に努めてほしい。	見直し	教育委員会において協議、検討します。 子どもたちへのアンケート調査を実施します（保護者へのアンケートは実施済）。 事業者から提出される報告書の見直し及び定期的な見回り（月1回）の実施により、業務委託に対する管理を強化します。	平成30年2月に子どもたちへのアンケート調査を実施し、調査結果を平成30年第1回実行委員会（5/29開催）で報告しつつ、各クラブで今後の企画に生かせるよう運営会社との情報共有を図った。 また、報告書の内容について、業務費内訳書の項目の見直し・研修報告書の簡素化・実績報告書の支援員欄の追加等を実施した。	○
29	放課後子ども教室事業	生涯学習課	抜本的改善	子どもたちのために、コンセプトを含めてこの業務を捉え直してほしい。 受益者である子どもたちや保護者の意向・希望をもっとしっかりと把握した上で、運営してほしい。 業務委託者に対する適正な管理（足を運ぶ、目で見て聞く、コストの正確な把握、現場で行われている運営の実態把握）に努めてほしい。	見直し	教育委員会において協議、検討します。 子どもたちへのアンケート調査を実施します（保護者へのアンケートは実施済）。 事業者から提出される報告書の見直し及び定期的な見回り（月1回）の実施により、業務委託に対する管理を強化します。	平成30年2月に子どもたちへのアンケート調査を実施し、調査結果を平成30年第1回実行委員会（5/29開催）で報告しつつ、各クラブで今後の企画に生かせるよう運営会社との情報共有を図った。 また、報告書の内容について、業務費内訳書の項目の見直し・研修報告書の簡素化・実績報告書の支援員欄の追加等を実施した。	○